

# 後払いワイド利用規約

利用規約をよくお読みいただいたうえで、ご利用ください。

## 後払いワイド利用規約

### 第1条(総則)

本規約は、ポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)  
が提供する商品代金等後払いサービス「後払いワイド」(以下「本サービス」といいます。)  
を当社との包括信用購入あっせん契約に基づき利用するための、当社と本サービスの利用者(第2条(2)で定義されます。)  
との間の権利義務関係を定めることを目的とします。  
本サービスをご利用いただくためには、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

### 第2条(定義)

- カード会員とは、当社が発行するクレジットカードの申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。
- 利用者とは、当社との間で締結される包括信用購入あっせん契約に基づき本サービスを利用する方をいいます。
- IDとは、利用者に対して個別に付与されるIDであり、当社ホームページにある会員専用のサイト(以下「ネットサービス」といいます。)  
を利用するためのものをいいます。
- パスワードとは、利用者が任意に指定するパスワードであって、ネットサービスを利用するためのものをいいます。以下、IDとパスワードを総称して「ID等」といいます。
- 加盟店とは、後払いワイド加盟店規約を承認のうえ、当社に加盟を申込み、当社が加盟を承認した法人および当該法人が運営するショッピングサイトをいいます。

### 第3条(携帯電話番号)

- 利用者は、本サービスの利用時に、当社所定の方法により携帯電話番号を当社に提供するものとします。
- 当社は、前項に基づき利用者が提供した携帯電話番号および別途利用者が当社に対して提供したメールアドレスを使用し、必要事項を通知することがあります。なお、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ利用者の承諾を得るものとします。

### 第4条(利用)

- 利用者は、加盟店における商品、役務またはサービスの対価として代金のお支払いを行う場合において、本サービスを利用することができます。
- 利用者は、本サービス利用の都度、当社所定の方法により登録された携帯電話番号を用いた本人認証を実施することに予め異議なく同意します。
- カード会員は、ID等を入力することにより、本サービスを利用することができます。この方法で本サービスを利用する場合、利用代金の決済はネットサービスで指定された当社が発行するクレジットカードで行われるものとし、利用可能枠は、当該クレジットカードの利用可能枠を適用するものとします。
- 前項の方法により本サービスを利用する場合、ボーナス一括払いおよびボーナス2回払い等の一部サービスをご利用いただくことはできません。
- 当社は、本サービスによる決済の承認結果を加盟店および利用者へ通知するものとします。
- 本サービスの利用に際して、登録されたID等を正確に入力されていることが確認でき、かつ携帯電話番号による本人認証に成功した場合には、パスワードおよび携帯電話番号について盗用その他事故があっても、そのために生じる一切の当社に対する債務については利用者がお支払いの責任を負うものとし、この場合において利用者へ生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、ID等および携帯電話番号の管理について利用者へ故意または過失がないと当社が認めた場合にはこの限りではありません。
- ID等は、利用者のみが利用でき、利用者はこれを第三者に貸与、譲渡、質入れその他の担保提供、寄託、移転その他一切の処分をする

ことはできません。

(8)本規約に定めのない事項は、各カード会員規約または後払いワイド会員規約等によるものとします。

### 第5条(利用資格の喪失・停止・制限)

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用の停止または利用者の本サービス利用の制限を行うことができるものとします。

- ①当社との本サービスに係る包括信用購入あっせん契約が解消した場合。
- ②利用者が第10条に記載の各行為に及んだ場合。
- ③本規約に違反した場合。
- ④本サービスの利用に際し、必要とされる債務のお支払いまたは義務の履行を行わなかった場合。
- ⑤その他利用者の利用状況、登録内容等が不適当と判断した場合。

### 第6条(サービスの一時停止・中断)

当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要、および天災・火災・災害・暴動・労働争議・装置の故障などの事由により、利用者への事前通知なくして、本サービスの提供を中断することがあります。これによって利用者へ損害が生じても、当社はそれについて一切責任を負わないものとします。また、当社は、営業上その他の理由により本サービスを終了することがあります。

### 第7条(知的財産(著作権)等)

本サービスの内容、情報など、本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権などは、すべてその権利者に帰属するものとし、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

### 第8条(準拠法・合意管轄裁判所)

- (1)利用者とは当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法によるものとします。
- (2)利用者は、利用者とは当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、利用者の住所地または当社の本社、支店、営業所もしくはセンター所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意します。

### 第9条(規約の改定)

当社は、本規約を改定する場合は、利用者へその内容を公表または通知します。なお、本規約が改定され、その改定内容が利用者へ公表または通知された後に利用者が本サービスを利用した場合、または公表または通知後1ヶ月の経過をもって、当社は、利用者が内容を承認したものとみなします。

### 第10条(禁止事項)

利用者は、本規約に定める事項を遵守するほか、以下の各号に定める事項を本サービスにおいて行わないものとします。

- ①利用者が本サービスの利用に関して有する権利を第三者に譲渡または使用させること。
- ②本サービスの利用のためにID等および携帯電話番号を第三者に使用させること。
- ③本サービスの利用によって取得した情報を商業的に利用すること。
- ④本サービスの利用によって取得した情報または加工したものを当社の許可なく掲示・配布・配信などを行うこと。
- ⑤本サービスの一部または全部を利用して、営利を目的とする活動を行うこと。
- ⑥虚偽の内容を申請・登録すること。
- ⑦本サービスにおいて利用し得る情報を改ざんすること。
- ⑧有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為。
- ⑨本サービスを提供する設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為。
- ⑩当社または第三者に損害を与えること。
- ⑪当社または第三者を誹謗・中傷したり、名誉・信頼を傷つけたりすること。
- ⑫当社および本サービスの運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為。
- ⑬法令に違反する行為または法令に違反する行為を助長する行為もしくはそれらのおそれのある行為。
- ⑭その他、当社が不適当または不適切と判断する行為。

### 第11条(個人情報の提供先)

当社は、以下の提携先が提供するシステムを、本サービスの利用に関する与信審査に利用します。また、利用者の属性情報および取引情報は、個人情報の保護措置を講じた上で当該提携先に提供され、当該システムの利用企業が与信審査のために使用します。

・かっこ株式会社 東京都港区元赤坂1-5-31 新井ビル4階

### 第12条(免責)

当社は、本サービスの利用に関して、その内容・情報などの完全性、正確性、有用性などの保証を行うものではありません。また、当社は、本サービスの利用によって取得した情報または加工したものに起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

## 後払いワイド

### 中古携帯電話販売サイト「Belong」でのご利用に関する特約

#### 第1条(総則)

本特約は、後払いワイド利用規約(以下「利用規約」といいます。)に付帯して適用されます。なお、本特約において、別途定義しない限り、利用規約における定義語を用いるものとします。

#### 第2条(利用)

中古携帯電話販売サイト「Belong」での本サービスのご利用は、後払いワイド会員規約(以下「会員規約」といいます。)第10条第1項の定めにかかわらず、初回利用に係るお支払いについて分割払いをお申込みできるものとします。ただし、当社において審査完了後に郵送する「後払いワイドご利用方法のご案内」のお受取りを確認できない場合、1回払いでお支払いいただきます。

#### 第3条(「Belong」での端末の買取について)

- (1)買取申出をした場合、当社から「Belong」に対し、当該買取申出における分割支払金の延滞の有無に関する情報を提供することについて同意するものとします。
- (2)買取が行われた場合、翌月以降の分割支払金の支払い期限は買取が行われた当月末に到来することについて同意するものとします。
- (3)買取が行われた場合、当社は利用者に対する前項に基づき回収した買取代金の引渡請求権と前項の翌月以降の分割支払金の請求権とを相殺するものとします。
- (4)買取が行われた場合、利用者は当社に対して、端末の買取代金の支払いについての代理受領権を授与することに同意するものとします。
- (5)買取が行われるまでの当月分の分割支払金は会員規約のとおり、期日に当社へ支払うものとします。

#### 第4条(「Belong」での利用に関する手数料)

「Belong」での後払いワイドの利用については、分割払手数料はかかりません。

#### 第5条(特約の優先適用)

本特約の内容と利用規約または会員規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。

ポケットカード株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園1-1-1

ATR002-03 2019.09-TT